

生徒心得

I 身だしなみ

<服装>

- ◆ 男女とも本校指定の制服を気候や体調に合わせて着用しましょう。
- ◆ ただし、式典や集会時には正装を着用しなければなりません。
- ◆ 防寒着(マフラー等も含む)は派手にならないものを着用しましょう。ただし、防寒着の着用は登下校時のみとします。また、ブレザーを着用せずに防寒着を着用してはいけません。セーターおよびベストについては本校指定のものを着用しましょう。

<その他>

- ① 通学時には派手でなく的確な動きを可能にする靴を着用しましょう。
- ② 登校したら下足ロッカーで履き替え校舎内では指定の上履きを使用しましょう。みだりに装飾品で服や髪や身体を飾ることや、マニキュア・口紅など化粧およびピアス等の装飾品をしてはいけません。
- ③ 就職や進学における進路指導の観点から頭髮は本来の自分の髪のままを保ちましょう。染色・脱色・パーマ・ヘアエクステンションなどはしてはいけません。
- ④ 登下校の際は休暇中であっても制服を着用しましょう。

II 校内生活一般

- ① 携帯電話はマナーを守り使用しましょう。授業中・考査中および行事や指導が行われている時は絶対に使用してはいけません。授業中・考査中は携帯電話の電源を切りカバンの中に入れましょう。
- ② 飲酒・喫煙(電子タバコも含む)は絶対にしてはいけません。煙草の所持に限らず、マッチ・ライター等の火器類の所持および飲酒者・喫煙者との同席も指導の対象とみなします。
- ③ いかなる暴力も絶対にしてはいけません。
- ④ 言葉や SNS への書き込みなどで相手の心を傷つけることは精神的な暴力になり得ます。絶対にしないようにしましょう。
- ⑤ お互いの個性を尊重し差別的な言動は絶対にしないようにしましょう。
- ⑥ ナイフなど危険なものは校内に持ち込んではいけません。
- ⑦ 必要以上の金銭や貴重品は学校に持参しないようにしましょう。やむを得ず持参した場合は自己管理を徹底し盗難防止に努めましょう。また、個人使用のロッカーを施錠するよう努めましょう。
- ⑧ 8 時 35 分(SHR 開始時間)以降に遅れて登校して来た場合および授業に遅れた場合は、学年職員室で入室許可証の発行をしてもらいましょう。
- ⑨ 最終下校時間は午後 5 時です。ただし、先生の付き添いがある場合は活動することができます。
- ⑩ 登校後は許可なく校外に出てはいけません。通院等で外出する場合や体調不良等で早退する場合は、早退・外出許可証をクラス担任に発行してもらいましょう。
- ⑪ 建物・器具等への落書きおよび破損は絶対にしてはいけません。発覚した場合は原状復帰・弁償になります。故意の場合は指導の対象となります。
- ⑫ 部活動等で教室等を利用する場合は管理責任者の許可を得てから使用しましょう。
- ⑬ 校内では無許可の募金活動や物品の販売はしてはいけません。

Ⅲ 通学

- ① 登下校時の団地敷地内への立ち入り・通り抜けを禁止します。(各教室掲示用の地図を参照)
- ② 自転車通学を希望する生徒は、クラス担任を通じて「自転車通学許可願い」を生徒指導部に提出し許可を得ましょう。許可されたらステッカーを自転車の所定の場所に貼るとともに自転車通学規則を守りましょう。
- ③ 交通事故防止の観点から、特例特定小型原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・一般原動機付自転車・自動二輪車・自動車の利用および同乗を禁止しています。徒歩・自転車・公共交通機関での通学以外は認めていません。

Ⅳ 諸届け・証明書

- ① 欠席する場合は保護者を通じて欠席・遅刻の連絡フォーム等によってクラス担任に連絡しましょう。
- ② 事前に判明している遅刻・早退・結果についても同様に届け出をしましょう。
- ③ 病気欠席が一週間以上にわたる場合には、原則として医師の診断書をクラス担任に届け出ましょう。
- ④ 感染症(インフルエンザ等)にかかった場合は直ちにクラス担任に届け出ましょう。
- ⑤ 忌引きの扱いを受ける場合は担任に届け出ましょう。
- ⑥ 疾病その他の理由で休学する場合は、クラス担任に相談のうえ学校長に願い出ましょう。復学する場合も同じです。
- ⑦ 名前・住所・保護者・保証人等の変更・異動があった場合には、クラス担任に速やかに届け出て手続きをしましょう。
- ⑧ 生徒証は常時携行し、いつでも本校生であることを証明できるように心がけましょう。

Ⅴ その他

- ① 各種運転免許の取得については保護者とよく相談しましょう。ただし、授業や課外活動があるにもかかわらず運転免許取得を優先したことが発覚した場合は、指導の対象となります。また、運転免許取得後も自動車教習所が実施している公安委員会認定の安全運転教育などを定期的に受講しましょう。
- ② 家庭の経済的事実等によりやむなくアルバイトをする場合には、事業内容・労働条件・職場の雰囲気等を保護者とも十分相談しましょう。